

電波法施行規則の一部改正案に対する意見募集の結果

- 混信又はふくそうの調査等のための無線局情報提供に係る規定の明確化 -

総務省は、無線局の混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置に係る無線局情報提供の請求に際して提示を求める書類について規定の明確化を図るため、電波法施行規則の一部を改正する省令案について、令和6年9月28日（土）から同年10月28日（月）までの間、意見募集を実施したところ、2件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方を公表します。

1. 背景及び概要

総務省は、電波法（昭和25年法律第131号）第25条第2項の規定に基づき、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする等の場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は電波法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置を行おうとする者に対して、必要な限度において無線局の情報の提供を実施しています。当該提供した情報を同項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的に利用すること等を防ぐことを目的に、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）において、請求に際して書類の提示を求めることを規定しており、当該規定の明確化を図るため、電波法施行規則の一部を改正する省令案に対して意見募集を行いました。

2. 意見募集の結果

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、別紙のとおりです。

3. 省令案の施行

総務省は意見募集の結果を踏まえ、速やかに改正を行う予定です。

4. 資料の入手方法

資料については、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

【関係報道資料】

- ・電波法施行規則の一部改正案に対する意見募集-混信又はふくそうの調査等のための無線局情報提供に係る規定の明確化-（令和6年9月27日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000523.html

連絡先

総合通信基盤局電波部電波政策課

担当：伊藤課長補佐、新井係長、浜元主任、田島主査

電話：03-5253-5874（直通）

E-mail：kikaku2_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

「電波法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」意見募集結果
提出された御意見及び総務省の考え方

○実施期間 令和6年9月28日（土）～同年10月28日（月）（31日間）

○意見提出者 合計 2者
（1） 個人： 2者

●提出された御意見及び総務省の考え方

※御意見は適宜、整理又は要約しております。

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	○今役所がこのテーマについて言い始める理由がわからない。人にものを説明する場において、だらだら文字列列挙して分からせる気がないことも腹立つ。	本件は、改正省令案の概要のとおり無線局情報提供の請求に際して提示を求める書類について規定の明確化を図るため、行政手続法第39条第1項の規定により意見募集を実施したものです。 頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。	無
2	○楽天モバイルが使用できるプラチナバンドの帯域が狭い状況が総務省により放置され、冷遇を受けているので、混信がない範囲で広げるべき。できないなら、プラチナバンドの再割り当てを行ない、公正な競争を実現するべき。	個別事業者への周波数割当てに関する御意見は、本意見募集の対象外です。	無